

副本

控 訴 状

令和4年8月4日

東京高等裁判所民事部 御中

控訴人指定代理人

稲 玉 祐

星 野 郁 也

山 口 友 寛

松 田 直 樹

作 沼 臣 英

関 根 八千栄

遠 山 浩四郎

高 橋 裕

塩 井 直 彦

藤 本 雄 介

石 川 武 彦

大 舩 雅 史

中 野 昌 一

森 川 卓

廣 田 健

進 藤 裕 次

大 井 秀 俊

後 藤 祐 也

三 枝 伸太郎

成 田 義 則

小 貫 敏 志

霞 安 行

渡 辺 健 一

矢 部 隆 幸

海 津 義 和

金 森 正 博

栗 山 広 宣

栗 原 寛

長 内 博 昭

控訴人（第一審被告） 国

代表者法務大臣 古 川 禎 久

控訴人指定代理人

〒102-8225 東京都千代田区九段南一丁目1番15号

九段第2合同庁舎

東京法務局訟務部（変更後の送達場所）

（電 話 03-5213-1291）

(FAX 03-3515-7308)

部	付	稲玉	祐
部	付	星野	郁也
部	付	山口	友寛
法務事務官		松田	直樹

〒310-0061 茨城県水戸市北見町1番1号 水戸法務総合庁舎
水戸地方法務局訟務部門

上席訟務官		作沼	臣英
上席訟務官		関根	八千栄
訟務官		遠山	浩四郎
法務事務官		高橋	裕

〒330-9724 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1

さいたま新都心合同庁舎2号館

国土交通省関東地方整備局河川部

部	長	塩井	直彦
河川調査官		藤本	雄介
河川情報管理官		石川	武彦
水政調整官		大拙	雅史

国土交通省関東地方整備局河川部水政課

課	長	中野	昌一
建設専門官		森川	卓
課長補佐		廣田	健
行政第一係長		進藤	裕次
行政第三係長		大井	秀俊

国土交通省関東地方整備局河川部河川計画課

課長	後藤 祐也
建設専門官	三枝 伸太郎
建設専門官	成田 義則
専門員	小貫 敏志

国土交通省関東地方整備局河川部河川管理課

課長	霞 安行
河川保全専門官	渡辺 健一
河川管理係長	矢部 隆幸

〒308-0841 茨城県筑西市二木成1753番地

国土交通省関東地方整備局下館河川事務所

事務所長	海津 義和
副所長	金森 正博
計画課課長	栗山 広宣
占用調整課課長	栗原 寛
管理課課長	長内 博昭

- 〒 [redacted] 茨城県常総市 [redacted]
被控訴人（第一審原告） [redacted]
- 〒 [redacted] 茨城県常総市 [redacted]
被控訴人（第一審原告） [redacted]
- 〒 [redacted] 茨城県常総市 [redacted]
被控訴人（第一審原告） [redacted]
- 〒 [redacted] 茨城県常総市 [redacted]
被控訴人（第一審原告） [redacted]
- 〒 [redacted] 茨城県常総市 [redacted]

		被控訴人（第一審原告）	██████████
〒	██████████	茨城県常総市	██████████
		被控訴人（第一審原告）	██████████
〒	██████████	茨城県常総市	██████████
		被控訴人（第一審原告）	██████████
〒	██████████	茨城県常総市	██████████
		被控訴人（第一審原告）	██████████
〒	██████████	茨城県常総市	██████████
		被控訴人（第一審原告）	██████████

損害賠償請求控訴事件

訴訟物の価額 3927万9897円

貼用印紙額 21万0000円

上記当事者間の水戸地方裁判所平成31年（ワ）第100号損害賠償請求事件について、令和4年7月22日に言い渡された判決のうち、控訴人敗訴部分については全て不服であるから控訴を提起する。

第1 原判決の表示

1 被告は、次の各原告に対し、次の金員及びこれに対する平成27年9月10日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(1) 原告■■■■■（原告番号■■■■■）につき■■■■■円

(2) 原告■■■■■（原告番号■■■■■）につき■■■■■円

(3) 原告■■■■■（原告番号■■）につき■■■■■円

(4) 原告■■■■■（原告番号■■■■■）につき■■■■■円

(5) 原告■■■■■（原告番号■■■■■）につき■■■■■円

(6) 原告■■■■■（原告番号■■）につき■■■■■円

(7) 原告■■■■■（原告番号■■）につき■■■■■円

(8) 原告■■■■■（原告番号■■■■■）につき■■■■■円

(9) 原告■■■■■（原告番号■■■■■）につき■■■■■円

2 前項の各原告のその余の請求及びその余の原告らの請求をいずれも棄却する。

3 訴訟費用は、別紙訴訟費用負担一覧表記載のとおり（各原告に生じた費用のうち同表中「各原告に生じた費用」「各原告の負担」欄記載の割合の費用及び被告に生じた費用のうち同表中「被告に生じた費用」「各原告の負担」欄記載の割合の費用は同表記載の各原告の負担、各原告らに生じた費用のうち同表中「各原告に生じた費用」「被告の負担」欄記載の割合の費用及び被告に生じた

その余の費用は被告の負担。)とする。

- 4 この判決は、1項に限り、本判決が被告に送達された日から14日を経過したときは、仮に執行することができる。ただし、被告が別紙担保一覧表記載の各原告に対し同表中「担保金額(円)」欄記載の各担保を供するときは、当該原告との間で仮執行を免れることができる。

第2 控訴の趣旨

- 1 原判決中、控訴人敗訴部分を取り消す。
- 2 上記取消しに係る被控訴人らの請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用は、第一審、第二審とも被控訴人らの負担とする。

第3 控訴の理由

追って控訴理由書をもって明らかにする。

以上

付 属 書 類

- | | |
|---------|----|
| 1 控訴状副本 | 9通 |
| 2 指定書 | 2通 |